



熊本県公報

号外 第 1 0 号
平成 25 年 3 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県と畜場法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康危機管理課) 1
○熊本県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則……………	(子ども未来課) 5
○熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………	(") 10
○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則……………	(障がい者支援課) 12
○熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則……………	(薬務衛生課) 16
○熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	(医療政策課) 21
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………	(建築課) 21
○熊本県会計規則の一部を改正する規則……………	(会計課) 24
○熊本県用品調達規則の一部を改正する規則……………	(管理調達課) 26
○熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	(医療政策課) 26
○熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則……………	(道路整備課) 29
○熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則……………	(産業人材育成課) 38
訓 令	
○熊本県用品調達規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令……………	(管理調達課) 46

規 則

熊本県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 4 号

熊本県と畜場法施行細則の一部を改正する規則
熊本県と畜場法施行細則(昭和 2 9 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
別記第 6 号様式その 1 から別記第 7 号様式までを次のように改める。

別記第6号様式その1(第9条関係)

(表)

普通 獣 畜 と 畜 検 査 申 請 書							
				年 月 日			
熊本県 保健所長 様 熊本県食肉衛生検査所長 様		申請者 住所 氏名					
印							
と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので申請します。							
とさつ及び解体しようとする年月日				年 月 日			
合計 頭数		畜種	頭数	* 検査手数料(円)			
				単価	金額		
		頭 計					
検査手数料	*						
合計(円)							

- (注) 1 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 太枠内(*印を除く。)は、申請者が記入してください。
 3 年齢が不明なときは、推定年齢を記入してください。
 4 この申請書は、と畜場法第13条第1項第2号又は第3号に掲げる場合以外の場合に使用してください。
 5 不要な文字は、抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第6号様式その2(第9条関係)

切 迫 獣 畜 と 畜 検 査 申 請 書

年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県食肉衛生検査所長 様

申請者

住 所

氏 名 印

と畜場法第14条第2項及び第3項の規定による検査を受けたいので申請します。

解体しようとする 年 月 日		切迫とさつした 年 月 日	
頭 数		切迫とさつした 場 所	
畜 種		切迫とさつした 理 由	
性 別		病 名	
品 種			
年齢(牛にあつては 月 齢)		※ 解体前の 状 況	
出生の年月日 (牛のみ)			
特 徴		※ 解体後の 状 況	
産 地			
個体識別番号 (牛のみ)		※ 処 理	
体 重	キログラム		
枝 肉 量	※ キログラム		
検 査 手 数 料	※ 円		
畜主の住所、氏名			

- (注)1 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 年齢が不明のときは、推定年齢を記入してください。
- 4 この申請書は、と畜場法第13条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に使用してください。
- 5 不要な文字は、抹消してください。

別記第7号様式（第10条関係）

と畜台帳

とさつ又は解体した年月日	畜種	性別	品種	年齢(牛にあつては月齡)	出生の年月日(牛のみ)	特徴	産地	個体識別番号(牛のみ)	病歴	投薬歴	体重キログラム	枝肉量キログラム	と畜場使用者の住所及び氏名

(注) 年齢が不明のときは、推定年齢を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県と畜場法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県と畜場法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第25号
 熊本県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県認定こども園の認定に関する規則(平成19年熊本県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本県認定こども園の認定基準に関する条例」を「熊本県認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

第6条第1号から第3号までの規定中「基準を満たす」を「要件に適合する」に改める。

第7条第1項中「認定こども園認定変更届出書」を「認定こども園認定申請事項等変更届出書」に改め、同条第2項第1号中「第2条第1号イに該当する幼保連携型認定こども園」を「第2条の2第1号に規定する要件に適合している幼稚園型認定こども園」に改め、

別記第 1 号様式(第 6 条関係)

認定こども園認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 ー

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項(第 2 項)の
規定により、認定こども園の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受け ようとする 施設	名称		施設 の 種 別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設	
	所在地				
	電話番号				
	名称		施設 の 種 別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設	
	所在地				
	電話番号				
認定こども園の名称					
認定こども園の長となるべき者の氏名					
保 育 を 行 う 子 ど も の 数	区分	満 3 歳未満の子 ども	満 3 歳以上の子 ども	小計	合計
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又 は幼児	人	人	人	人
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又 は幼児以外の子ども	人	人	人	

教育及び保育の目標並びにこれらの主な内容	(教育及び保育の目標)				
	(教育及び保育の主な内容)				
	保育時間・開園時間		長時間利用児	短時間利用児	開園時間
		平日	: ~ :	: ~ :	: ~ :
		土曜	: ~ :	: ~ :	: ~ :
日・祝日					
長期休園日					
子育て支援事業の内容	実施する内容		実施場所	開催日・時間	

備考

氏名を自署する場合は、押印は不要です。

添付書類

- 1 職員の配置の要件に適合することを証する書類
- 2 職員の資格の要件に適合することを証する書類
- 3 施設設備の要件に適合することを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する書類
- 8 管理運営体制に関する書類
- 9 その他知事が必要と認める書類

別記第 2 号様式中「申請者」を「届出者」に改め、「印」を削り、「事項等」を「事項及び教育保育概要」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式（第 8 条関係）

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、認定こども園の運営の状況を次のとおり報告します。

認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
保育を行う子どもの数	区分	満 3 歳未満の子ども	満 3 歳以上の子ども	小計	合計	
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児	人	人	人	人	
	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児以外の子ども	人	人	人		
職員配置		幼稚園教諭	保育士	調理員	看護師	嘱託医
	常勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
施設設備等の概要	園舎面積	m ²		保育室の面積	m ²	
	屋外遊戯場の面積	m ²		調理室の有無	有・無	
学級数	学級					

教育及び保育の目標並びにこれらの主な内容	(教育及び保育の目標)				
	(教育及び保育の主な内容)				
	保育時間・開園時間		長時間利用児	短時間利用児	開園時間
		平日	: ~ :	: ~ :	: ~ :
		土曜	: ~ :	: ~ :	: ~ :
日・祝日					
長期休園日					
子育て支援事業の概要	実施する事業概要		実施場所	開催日・時間	
子どもの1日の活動内容	長時間利用児		短時間利用児		
	時間	活動内容	時間	活動内容	
利用料	長時間利用児				
	短時間利用児				

添付書類

- 1 職員の配置の要件に適合することを証する書類
- 2 職員の資格の要件に適合することを証する書類
- 3 施設設備の要件に適合することを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する書類
- 8 管理運営体制に関する書類
- 9 その他知事が必要と認める書類

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県認定こども園の認定に関する規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県認定こども園の認定に関する規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 6 号

熊本県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則
熊本県障害者自立支援法施行細則(平成 1 8 年熊本県規則第 4 2 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
第 1 条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第 2 条を削る。
第 3 条第 1 項中「別記第 5 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 6 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条を削る。
第 5 条中「別記第 8 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「別記第 9 号様式」を「別記第 4 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 1 0 号様式」を「別記第 5 号様式」に改め、同条第 3 項中「別記第 1 1 号様式」を「別記第 6 号様式」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「別記第 1 2 号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 1 3 号様式」を「別記第 8 号様式」に改め、同条第 3 項中「別記第 1 4 号様式」を「別記第 9 号様式」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「障害者自立支援法」を「法」に改め、同条を第 6 条とする。
別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを削る。

別記第 5 号様式中「別記第 5 号様式(第 3 条関係)」を「別記第 1 号様式(第 2 条関係)」に、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改め、同様式を別記第 1 号様式とする。
別記第 6 号様式中「別記第 6 号様式(第 3 条関係)」を「別記第 2 号様式(第 2 条関係)」に改め、「障害者自立支援法に規定する」を削り、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 7 号様式を削る。
別記第 8 号様式中「別記第 8 号様式(第 5 条関係)」を「別記第 3 号様式(第 3 条関係)」に、「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」を「年 月 日から年 月 日まで」に、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改め、同様式を別記第 3 号様式とする。

別記第 9 号様式その 1 中「別記第 9 号様式その 1(第 6 条関係)」を「別記第 4 号様式その 1(第 4 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 9 号様式その 1 の付表 1 中「別記第 9 号様式その 1 の付表 1」とする。
別記第 9 号様式その 1 の付表 2 中「別記第 9 号様式その 1 の付表 2」とする。

別記第 9 号様式その 2 中「別記第 9 号様式その 2(第 6 条関係)」を「別記第 4 号様式その 2(第 4 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 9 号様式その 2 の付表 1 中「別記第 9 号様式その 2 の付表 1」とする。
別記第 9 号様式その 2 の付表 2 中「別記第 9 号様式その 2 の付表 2」とする。

別記第 9 号様式その 3 中「別記第 9 号様式その 3(第 6 条関係)」を「別記第 4 号様式その 3(第 4 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 1 0 号様式その 1 中「別記第 1 0 号様式(第 6 条関係)その 1」を「別記第 5 号様式その 1(第 4 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 1 0 号様式その 2 中「別記第 1 0 号様式(第 6 条関係)その 2」を「別記第 5 号様式その 2(第 4 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 1 0 号様式その 3 中「別記第 1 0 号様式(第 6 条関係)その 3」を「別記第 5 号様式その 3(第 4 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 1 1 号様式中「別記第 1 1 号様式(第 6 条関係)」を「別記第 6 号様式(第 4 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 1 2 号様式その 1 中「別記第 1 2 号様式その 1(第 7 条関係)」を「別記第 7 号様式その 1(第 5 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 1 2 号様式その 1 の付表 1 中「別記第 1 2 号様式その 1 の付表 1」とする。
別記第 1 2 号様式その 2 中「別記第 1 2 号様式その 2(第 7 条関係)」を「別記第 7 号様式その 2(第 5 条関係)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 1 2 号様式その 2 の付表 1 中「別記第 1 2 号様式その 2 の付表 1」とする。

別記第 1 2 号様式その 2 の付表 2 中「別記第 1 2 号様式その 2 の付表 2」とする。

別記第 1 2 号様式その 2 の付表 3 中「別記第 1 2 号様式その 2 の付表 3」とする。

別記第 1 2 号様式その 2 の付表 4 中「別記第 1 2 号様式その 2 の付表 4」とする。

様式その 2 (第 5 条関係) に、 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 1 2 号様式とする。記第 7 号様式その 2 の付表 1 とする。記第 7 号様式その 3 (第 5 条関係) に、 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 1 2 号様式とする。記第 7 号様式その 3 の付表 1 とする。記第 7 号様式その 3 の付表 1 とする。記第 7 号様式その 3 の付表 1 とする。記第 8 号様式その 1 (第 5 条関係) に、 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 1 3 号様式とする。記第 8 号様式その 2 (第 5 条関係) に、 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 1 3 号様式とする。記第 8 号様式その 3 (第 5 条関係) に、 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 1 3 号様式とする。記第 8 号様式その 4 (第 5 条関係) に、 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 1 4 号様式とする。記第 9 号様式その 2 (第 5 条関係) に、 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

- 附 則
- この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の熊本県障害者自立支援法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 27 号
児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成 19 年熊本県規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
熊本県児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

第 1 条中「定めるもののほか、」の次に「指定障害児通所支援事業者（法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）及び」を加え、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、「（指定医療機関を除く。）」を削り、「受」に係る法第 24 条の 2 第 1 項の規定による指定、法第 24 条の 13 の規定による届出の受理、法第 24 条の 14 の規定による指定の辞退の受理又は法第 24 条の 17 の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下これを「指定等」という。）」を「の指定等」に改める。

第 2 条第 1 項中「法」の次に「第 21 条の 5 の 15 第 1 項又は」を加え、「指定知的障害児施設等指定申請書」を「指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定申請書」に改め、同条第 2 項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「受ける者」の次に「又は指定障害児入所施設の指定を受けた施設の設置者」を加え、「指定に係る施設」を「指定に係る障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設」に改める。

第 3 条中「法」の次に「第 21 条の 5 の 19 第 1 項又は」を、「指定」の次に「に係る事項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の変更届出書には、変更の内容を明らかにする書類を添付するものとする。

第 7 条中「指定障害児施設等」を「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「法」の次に「第 21 条の 5 の 24 又は」を加え、同条第 1 号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設」に改め、同条第 2 号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援又は障害児入所施設」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条中「別記第 3 号様式」を「別記第 4 号様式」に改め、同条を第 5 条とする。

（指定障害児通所支援事業の再開等）

第 4 条 法第 21 条の 5 の 19 第 1 項の規定による再開の届出又は同条第 2 項の規定によ

る廃止若しくは休止の届出は、再開・廃止・休止届出書（別記第 3 号様式）により行うものとする。
別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

受付番号

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所支援施設指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者 印

児童福祉法に規定する障害児（通所・入所）支援に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市	
	法人の種類別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	F A X 番号 メールアドレス	
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
代表者の住所		(郵便番号 —) 県 郡・市		
指定に係る事業所又は施設	フリガナ			
	名 称			
	事業所又は施設の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市	
	事業等の種類		申請に係る事業等の開始の 予定年月日	
	同一施設内において行う事業等の種類		事 業 所 番 号	
	備 考			

(備考)

- 1 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 2 「法人の種類別」欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一施設内において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業等の種類を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、熊本県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

別記第2号様式(第3条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

事業者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)		事業所番号	
		名称	
		所在地	
		事業等の種類	
連絡先	電話番号	FAX番号	
		メールアドレス	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所(施設)の名称	(変更前)	
2	事業所(施設)の所在地		
3	申請者(設置者)の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、住所又は職名		
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類		
8	建物の構造概要、平面図及び設備の概要又は事業所の平面図及び設備の概要		
9	事業所(施設)の管理者の氏名、住所及び経歴	(変更後)	
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、住所及び経歴		
11	運営規程		
12	障害児(入所・通所)給付費の請求に関する事項		
13	役員の氏名及び住所		
変更年月日		年 月 日	

(備考)

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更の内容を明らかにする書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

再 開 ・ 廃 止 ・ 休 止 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

事業者 所在地
名 称
代表者 印

再 開 しましたので届け出ます。

次のとおり指定通所支援の事業を [廃 止]
[休 止] するので届け出ます。

再開（廃止・休止）する事業所		事業所番号	
		名 称	
		所 在 地	
		事業の種類	
連絡先	電話番号	F A X 番 号	
		メールアドレス	
再開した年月日		年 月 日	
廃止・休止する年月日		年 月 日	
廃止・休止する理由			
現に指定通所支援を受けていた者に対する措置 (廃止又は休止する場合)			
休止の予定期間		年 月 日から 年 月 日まで	

(備考)

- 1 不要な文字は、横線で消してください。
- 2 再開の場合は、休止した事業を再開した日から 1 0 日以内に届け出てください。
- 3 休止又は廃止の場合は、指定通所支援事業の廃止又は休止の日の 1 月前までに届け出てください。

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 号様式(第 5 条関係)

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

設置者 所在地
名 称
代表者

印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	名 称	
	所 在 地	
指定を受けた年月日		年 月 日
指定を辞退する年月日		年 月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

(備考) 指定を辞退する日の3か月前までに届け出てください。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 8 号

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則
 熊本県薬事法施行細則(平成 1 4 年熊本県規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。
 第 2 条第 3 項中「、薬局」を「、薬局(当該薬局の所在地が熊本市の区域にある場合を除く。)」に、「当該薬局又は当該営業所」を「当該営業所」に改める。
 第 3 条第 1 項中「第 3 5 条第 3 項ただし書の許可を受けようとする者」を「第 3 5 条第 3 項ただし書の許可を受けようとする者(主たる勤務地の薬局及び店舗の所在地が熊本市の区域にある場合を除く。)」に改める。
 第 5 条中「配置従事届出書」を「配置従事届」に改める。
 第 6 条中「配置従事者身分証明書書換交付申請書」を「配置従事者身分証明書書換え交付申請書」に改める。
 第 7 条見出し中「登録販売者試験受験願書等」を「登録販売者試験受験申請書等」に改め、同条中「登録販売者試験受験願書」を「登録販売者試験受験申請書」に改める。
 別記第 6 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。

別記第6号様式(第5条関係)

() 年) 配置従事届

年 月 日

熊本県知事 様

氏名 印

下記により、配置従事の届出をします。

記

配置販売業者	氏名	
	住所	
配置従事者	氏名	
	住所	
期 間		区 域
月 日から	月 日まで	熊 本 県 一 円
月 日から	月 日まで	熊 本 県 一 円
月 日から	月 日まで	熊 本 県 一 円
月 日から	月 日まで	熊 本 県 一 円
備考		

注1 郵便葉書を使用してもよい。

注2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
申請者
氏 名 印

下記により、配置従事者身分証明書の書換えを申請します。

記

配置従事者	種 別	薬剂師・登録販売者・一般従事者	
	身分証明書番 号	第 号	
配置販売業 者	氏 名		
	住 所		
	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
変更事項		変更前	
		変更後	
備 考			

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

(日本工業規格 A 4)

別記第8号様式(第6条関係)

配置従事者身分証明書再交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
申請者
氏 名 印

下記により、配置従事者身分証明書の再交付を申請します。

記

配置従事者	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者
	身分証明書番 号	第 号
配置販売業 者	氏 名	
	住 所	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
再交付申請の理由		
備 考		

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

(日本工業規格A4)

別記第 9 号様式（第 7 条関係）

登録販売者試験受験申請書

本 籍		※都道府県名（外国籍を有する者は国名）を記入すること。	
住 所	〒		
連 絡 先 電話番号		※携帯電話等、平日の日中に確実に連絡がとれる番号を記入すること。	
ふりがな 氏 名	印		
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
備 考			

薬事法第 3 6 条の 4 第 1 項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

熊本県知事 様

注 1 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書くこと。

注 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

（日本工業規格 A 4）

附 則

- 1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の改正規定並びに別記第 6 号様式から別記第 9 号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県薬事法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県薬事法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 9 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和 3 7 年熊本県規則第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「養成施設の長を通じて」を削る。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 0 号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築基準法施行細則(昭和 5 4 年熊本県規則第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 の表中

区域	条例の規定
八代市の区域	全部
天草市の区域	全部

「

区域	条例の規定
熊本市の区域	全部
八代市の区域	全部
天草市の区域	全部

」に改

- める。
 - 第 4 条の見出し中「図面」を「図書」に改め、同条に次の 2 項を加える。
 - 2 次の各号に掲げる図書の様式は、当該各号に定める様式とする。
 - (1) 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の (2 2) 項の (ろ) 欄及び (6 3) 項の (ろ) 欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書 別記第 1 号の 2 様式
 - (2) 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の (6 3) 項の (ろ) 欄に掲げる既存不適格調書 別記第 1 号の 3 様式
 - 3 前項第 2 号の既存不適格調書を提出する場合は、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 既存建築物の平面図及び配置図 (増改築の履歴がある場合は、当該部分を明示したもの)
 - (2) 新築又は増改築の時期を示す書類
 - (3) 基準時 (政令第 1 3 7 条に規定する基準時をいう。) 以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等
- 第 1 7 条を次のように改める。
 第 1 7 条 削除
 第 2 6 条本文中「地域振興局長を経由しなければならない」を「広域本部地域振興局に提出しなければならない」に改める。
 別記第 1 号様式その 3 の次に次の 2 様式を加える。

別記第1号の2様式(第4条関係)

危険物の数量表及び工場・事業調書						
1 危険物関係	貯蔵する危険物		処理する危険物			
	危険物品の種類	最大数量	危険物品の種類	最大数量		
2 工場の概要	主要用途		工事の種別			
	工場の業種		機械の種別			
	敷地面積		既存の部分	申請に係る増加部分	申請に係る減少部分	合計
			m ²	m ²	m ²	m ²
	建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²
	延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²
	床面積の内訳	工場	m ²	m ²	m ²	m ²
		倉庫	m ²	m ²	m ²	m ²
		その他	m ²	m ²	m ²	m ²
	機械の台数		台	台	台	台
原動機の出力量		K.W.	K.W.	K.W.	K.W.	

別記第 1 号の 3 様式 (第 4 条関係)

既存不適格調書			
1 調 査 者	①資 格	() 建築士 () 登録 第 号	
	②氏 名	印	
	③建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号	
	④所 在 地		
	⑤電話番号		
2 計画概要	①敷地位置		
	②現況主要用途	③予定建築物用途	
	④工事種別		
	⑤予定建築物確認申請予定年月日	平成 年 月確認申請予定	
3 調査結果概要	①確認済証番号	<input type="checkbox"/> 有り (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無し	
	②検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有り (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無し	
	③集団規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格	
	既存不適格条項		
	④構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格	
	既存不適格条項		
	⑤上記以外の規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格	
	既存不適格条項		
	⑥増改築等の履歴		
	⑦既存部分の劣化状況		
⑧その他			

別記第 2 4 号様式から別記第 2 7 号様式までを削る。
 別記第 2 9 号様式中「別記第 2 9 号様式（第 2 0 条関係）」を「別記第 2 4 号様式（第 2 0 条関係）」に改め、同様式を別記 2 4 号様式とする。
 別記第 3 0 号様式中「別記第 3 0 号様式（第 2 1 条関係）」を「別記第 2 5 号様式（第 2 1 条関係）」に改め、同様式を別記 2 5 号様式とする。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 1 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「地域振興局」を「広域本部」に改める。

第 6 条第 2 項第 3 号中「別表第 4」の次に「第 1 欄に掲げる本庁及び同表」を加える。

第 8 条第 2 項中「右欄」を「第 4 欄」に改める。

別表第 1 第 1 号中「自動車税事務所」を「**県央広域本部（県央広域本部宇城地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）**自動車税事務所」に、

「**熊本農政事務所** 林業研究指導所」を「**林業研究指導所**」に改め、同表第 1 号の 2、第 7 号及び第 8 号を「**熊本土木事務所**」に改め、同表第 6 号中「**阿蘇地域振興局**」を「**県北広域本部（県北広域本部阿蘇地域振興局に限る。）**」に改め、同号を同表第 8 号とし、同表第 5 号中「**菊池地域振興局**」を「**熊本県税事務所（菊池総務課**

及び**菊池税務課**に限る。）」を「**県北広域本部（県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水産課並びに玉名地域振興局、鹿本地域振興局及び阿蘇地域振興局を除く。）**」に改め、同号を同表第 7 号とし、同表第 4 号中「**鹿本地域振興局**」を「**県北広域本部（県北広域本部鹿本地域振興局に限る。）**」に改め、同号を同表第 6 号とし、同表第 3 号中「**玉名地域振興局**」を「**県北広域本部（県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水産課並びに玉名地域振興局に限る。）**」に改め、同号を同表第 5 号とし、同表第 2 号中「**宇城地域振興局**」を「**県央広域本部（県央広域本部宇城地域振興局に限る。）**」に改め、同号の次に次のように加える。

3	県央広域本部（県央広域本部上益城地域振興局（土木部を除く。）に限る。） 上益城教育事務所 御船高等学校 甲佐高等学校 御船警察署
4	県央広域本部（県央広域本部上益城地域振興局土木部に限る。） 矢部高等学校 山都警察署

別表第 1 第 9 号中「**八代地域振興局**」を「**熊本県税事務所（八代総務課及び八代税務課に限る。）**」を「**県南広域本部（県南広域本部芦北地域振興局及び球磨地域振興局を除く。）**」に改め、同表第 1 0 号中「**芦北地域振興局**」を「**県南広域本部（県南広域本部芦北地域振興局に限る。）**」に、

「**水俣港管理事務所**」を「**水俣港管理事務所**」に改め、同表第 1 1 号中「**球磨地域振興局**」を「**県南広域本部（県南広域本部球磨地域振興局に限る。）**」に改め、同表第 1 2 号中「**天草地域振興局**」を「**天草広域本部**」に改める。
 本県税事務所（天草総務課及び天草税務課に限る。）」を「**天草広域本部**」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

地方支出機関	出納員に充てる職	所管する地方支出機関	委任する事務
県央広域本部	県央広域本部税務部総務課長	県央広域本部（税務部に限る。）	1 小切手（公売保証金、徴収受託金、差押金、差押物件公売代金、債権差押取立金及び交付要求等配当金（以下この表にお

			いて「歳入歳出外現金」という。)に係るものに限る。)の振出しに関する事務 2 支出負担行為(歳入歳出外現金に係るものに限る。)に関する確認を行う事務
	県央広域本部宇城地域振興局総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 2 号に掲げる地方支出機関	1 小切手の振出しに関する事務 2 支出負担行為に関する確認を行う事務
	県央広域本部上益城地域振興局総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 3 号に掲げる地方支出機関	
	県央広域本部上益城地域振興局土木部総務出納課長	別表第 1 第 4 号に掲げる地方支出機関	
県北広域本部	県北広域本部玉名地域振興局総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 5 号に掲げる地方支出機関	
	県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 6 号に掲げる地方支出機関	
	県北広域本部総務部総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 7 号に掲げる地方支出機関	
	県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 8 号に掲げる地方支出機関	
県南広域本部	県南広域本部総務部総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 9 号に掲げる地方支出機関	
	県南広域本部芦北地域振興局総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 10 号に掲げる地方支出機関	
	県南広域本部球磨地域振興局総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 11 号に掲げる地方支出機関	
天草広域本部	天草広域本部総務部総務振興課の経理出納担当課長補佐等	別表第 1 第 12 号に掲げる地方支出機関	
東京事務所	総務課長	別表第 1 第 13 号に掲げる地方支出機関	1 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務 2 小切手の振出しに関する事務
大阪事務所	次長(次長を置かない場合にあっては主幹、主幹を置かない場合にあっては参事)	別表第 1 第 14 号に掲げる地方支出機関	3 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事務 4 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事務 5 支出負担行為に関する

備考 この表において「経理出納担当課長補佐等」とは、経理及び出納に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）をいう。

別表第 4 知事部局の項課の欄中「、水俣病保健課、自然保護課」を削り、同表教育委員会事務局の項課の欄中「学校人事課」の次に「、文化課」を加える。

別表第 5 中

地域振興局	総務振興課長
総務課を置く地方支出機関	総務課長

を

広域本部	広域本部総務部総務振興課長（県央広域本部にあつては県央広域本部総務部総務調整課長）
総務課を置く地方支出機関（広域本部を除く。）	総務課長

に、

熊本高等技術訓練校 を 高等技術専門校 に改める。

別表第 6 子ども家庭福祉課の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員の項中「地域振興局福祉課」を「広域本部地域振興局福祉課（県北広域本部玉名地域振興局、鹿本地域振興局及び阿蘇地域振興局並びに県南広域本部球磨地域振興局にあつては総務福祉課）」に改め、同表子ども家庭福祉課の児童扶養手当返納金の回収事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員の項中「及び地域振興局福祉課」を「並びに広域本部保健福祉環境部福祉課及び地域振興局（県央広域本部宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）福祉課」に改める。

附 則
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 2 号

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則

熊本県用品調達規則（平成 21 年熊本県規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中「課局」を「知事が別に定める課局」に改め、同表の 6 の項中「試験問題その他特に」を削り、「印刷物」を「物品」に改め、同表の 11 の項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表の 13 の項中「実習」の次に「、発掘調査」を加え、同表の 15 の項中「災害」を「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症又は家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病の発生」に改め、同項の次に次の 5 項を加える。

16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設若しくは同条第 26 項に規定する地域活動支援センター、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者において製作された物品

17 情報通信機器（電子計算機を除く。）で、その購入と同時に電気通信役務（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務をいう。）の提供を内容とする契約を締結するもの

18 博覧会、見本市その他これらに類する催しにおいて展示される食料品

19 課局（知事が別に定めるものを除く。）において購入する 1 件の取得価格が 30,000 円を超えない物品で、集中調達用品の調達手続によっては納入を希望する日までに納入される見込みがないもの

20 知事が別に定める物品で 1 件の取得価格が 1,000 円に満たないもの

附 則

1 この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の別表の規定は、平成 25 年 6 月 1 日以後に主務課の長が購入の決定を行う物品について適用する。

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 3 号

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(平成 2 1 年熊本県規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村の長が発給する文書)」を削る。

第 5 条第 1 項中「授業料相当額及び入学料相当額並びに生活費相当額」を「次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該修学資金の額は、同表の左欄に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

入学料相当額	国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成 1 6 年文部科学省令第 1 6 号。以下この表において「省令」という。)第 2 条第 1 項の表大学の学部の項入学料の欄に掲げる額を標準として国立大学法人熊本大学が定める額
授業料相当額	省令第 2 条第 1 項の表大学の学部の項授業料の年額の欄に掲げる額を標準として国立大学法人熊本大学が定める額
生活費相当額	月額 7 5 , 0 0 0 円

第 5 条第 2 項中「区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額」を「者の区分に応じ、当該各号に定める修学資金の額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 大学医学部に入学(編入学及び転入学を除く。次号において同じ。)後 1 年以内に被貸与者となった者(次項第 1 号において「第 1 号被貸与者」という。) 入学料相当額、授業料相当額及び生活費相当額
- (2) 大学医学部に編入学若しくは転入学した後に被貸与者となった者又は大学医学部に入学後 1 年を経過した後に被貸与者となった者(次項第 2 号において「第 2 号被貸与者」という。) 授業料相当額及び生活費相当額

第 5 条第 3 項を次のように改める。
3 条例第 3 条の規則で定める修学資金の貸与の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 1 号被貸与者 条例第 2 条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月(当該月の属する年度の 4 月から大学医学部に在学している場合にあつては、4 月。次号において同じ。) から大学医学部を卒業する日の属する月までの期間
- (2) 第 2 号被貸与者 条例第 2 条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月から 5 年を超えない範囲内で貸与契約で定める期間

第 9 条中「熊本大学医学部附属病院」の次に「及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 1 4 年厚生労働省令第 1 5 8 号)第 3 条第 1 号に規定する基幹型臨床研修病院(県内に所在するものに限る。)」を加える。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

熊本県医師修学資金貸与申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者(本人)氏名 印

法定代理人 氏名 印

熊本県医師修学資金の貸与を受けたいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな				注 意 縦4cm、横3cmの 写真を貼り付 けてください。
氏 名				
生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)			
学 年	熊本大学医学部医学科 第 学年	入 学	年 月	
現住所及び 電 話 番 号	〒 () —			
帰省先住所及 び電話番号	〒 () —			

- (注) 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名又は押印をしてください。

添付書類

- 1 誓約書(別記第2号様式)
- 2 住民票の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第5号様式中「第10条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則を次のように公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 4 号

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 2 5 年条例第 2 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 3 5 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）において使用する用語の例による。

(案内標識等の種類と番号)

第 3 条 この規則において使用する道路標識の種類及び番号は、標識令別表第 1 に定めるところによる。

(案内標識等の寸法)

第 4 条 条例第 4 7 条第 1 項の規則で定める寸法は、次の各号に掲げる道路標識の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 案内標識 次のアからオまでに掲げる寸法の区分に応じ、それぞれアからオまでに定めるとおりとすること。

ア 標示板の寸法 次の(ア)及び(イ)に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとすること。

(ア) 別表に寸法が図示されている案内標識 図示されている寸法を基準とすること。

(イ) (ア)に掲げる案内標識以外のもの 表示される文字及び記号を適切に配置することができる寸法とすること。

イ 文字及び記号の大きさの寸法 次の(ア)から(ク)までに掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定めるとおりとすること。

(ア) 別表に寸法が図示されている案内標識 図示されている寸法を基準とすること。

(イ) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、市町村（1 0 1）、都府県（1 0 2 - A）、方面、方向及び距離（1 0 5 - A、1 0 5 - B 及び 1 0 5 - C）、方面及び距離（1 0 6 - A）、方面及び方向の予告（1 0 8 - A 及び 1 0 8 - B）、方面及び方向（1 0 8 の 2 - A 及び 1 0 8 の 2 - B）、著名地点（1 1 4 - A）、主要地点（1 1 4 の 2 - A 及び 1 1 4 の 2 - B）、乗合自動車停留所（1 2 4 - A、1 2 4 - B 及び 1 2 4 - C）及び路面電車停留場（1 2 5 - A、1 2 5 - B 及び 1 2 5 - C）を表示するもの 文字の大きさは、次の表の道路の設計速度の欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の文字の大きさの欄に定める数値（ローマ字にあっては、その 0. 5 倍の数値）を基準とすること。

道路の設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
7 0 以上	3 0
4 0、5 0 又は 6 0	2 0
3 0 以下	1 0

(ウ) 方面、方向及び道路の通称名の予告（1 0 8 の 3）及び方面、方向及び道路の通称名（1 0 8 の 4）を表示する案内標識 矢印外の文字の大きさは(イ)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの 0. 6 倍とすること。

(エ) 著名地点（1 1 4 - B）を表示する案内標識 文字の大きさは、1 0 センチメートルを標準とすること。

(オ) 市町村（1 0 1）、都府県（1 0 2 - A 及び 1 0 2 - B）、方面、方向及び距離（1 0 5 - A、1 0 5 - B 及び 1 0 5 - C）、方面及び距離（1 0 6 - A、1 0 6 - B 及び 1 0 6 - C）、方面及び車線（1 0 7 - A 及び 1 0 7 - B）、方面及び方向の予告（1 0 8 - A 及び 1 0 8 - B）、方面及び方向（1 0 8 の 2 - A、1 0 8 の 2 - B、1 0 8 の 2 - C、1 0 8 - 2 - D 及び 1 0 8 の 2 - E）、方面、方向及び道路の通称名の予告（1 0 8 の 3）、方面、方向及び道路の通称名（1 0 8 の 4）、方面及び出口の予告（1 1 0 - A 及び 1 1 0 - B）、方面、車線及び出口の予告（1 1 1 - A 及び 1 1 1 - B）、方面及び出口（1 1 2 - A 及び 1 1 2 - B）又は著名地点（1 1 4 - A、1 1 4 - B 及び 1 1 4 - C）を表示する案内標識で、市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示するもの 当該記号の大きさは、日本字の大きさの 1. 7 倍以下とすること。

- (カ) 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 12 条第 1 項に規定する指定都市高速道路その他これに準ずる都市内の自動車専用道路に設置する方面及び方向（108 の 2-C、108 の 2-D 及び 108 の 2-E）を表示する案内標識で、路線を表す記号を表示するもの経由路線を表す記号については日本字の大きさの 1.6 倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの 0.9 倍以下とすること。
 - (キ) 自動車専用道路以外の道路に設置する駐車場（117-A）を表示する案内標識で、便所を表す記号を表示するもの当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の大きさの 0.7 倍以下とすること。
 - (ク) (ア) から (キ) までに掲げる案内標識以外のもの 安全かつ円滑な道路の交通を確保するために適切な寸法とすること。
 - ウ 縁の太さの寸法 次の (ア) から (オ) までに掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ (ア) から (オ) までに定めるとおりとすること。
 - (ア) 待避所（116 の 3）、駐車場（117-A）及びまわり道（120-B）を表示する案内標識 0.9 センチメートル
 - (イ) 都道府県道番号（118 の 2-A）、総重量限度緩和指定道路（118 の 3-A 及び 118 の 3-B）及び高さ限度緩和指定道路（118 の 4-A 及び 118 の 4-B）を表示する案内標識 1.6 センチメートル
 - (ウ) 登坂車線（117 の 2-A）を表示する案内標識 1.0 センチメートル
 - (エ) 都道府県道番号（118 の 2-B 及び 118 の 2-C）及び道路の通称名（119-A、119-B 及び 119-C）を表示する案内標識 0.8 センチメートル
 - (オ) (ア) から (エ) までに掲げる案内標識以外のもの 日本字の大きさの 0.05 倍以上とすること。
 - エ 縁線の太さの寸法 日本字の大きさの 0.05 倍以上とすること。
 - オ 区分線の太さの寸法 日本字の大きさの 0.05 倍以上とすること。
 - (2) 警戒標識 次のアからエまでに掲げる寸法の区分に応じ、それぞれアからエまでに定めるとおりとすること。
 - ア 標示板の寸法 別表に図示されている寸法を基準とすること。
 - イ 文字及び記号の大きさの寸法 次の (ア) 及び (イ) に掲げる警戒標識の区分に応じ、それぞれ (ア) 及び (イ) に定めるとおりとすること。
 - (ア) 別表に寸法が図示されている警戒標識 図示されている寸法を基準とすること。
 - (イ) (ア) に掲げる警戒標識以外のもの 安全かつ円滑な道路の交通を確保するために適切な寸法とすること。
 - ウ 縁線の太さの寸法 1.2 センチメートル
 - エ 縁線の太さの寸法 1.2 センチメートル
 - (3) 補助標識 次のア及びイに掲げる寸法の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとすること。
 - ア 標示板の寸法 別表に図示されている寸法を基準とすること。
 - イ 文字及び記号の大きさの寸法 安全かつ円滑な道路の交通を確保するために適切な寸法とすること。
 - 2 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名を表示するものについては、地名を表示する文字の字数に応じて当該文字を適切に配置できるように、別表に図示されている標示板の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
 - 3 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、駐車場（117-A）を表示するものに便所を表す記号を表示する場合は、当該記号を適切に配置できるように、別表に図示されている標示板の横寸法を 2.5 倍まで拡大することができる。
 - 4 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、道路の通称名（119-A、119-B 及び 119-C）を表示するものについては、表示する文字の字数に応じて当該文字が適切に配置できるように、別表に図示されている標示板の横寸法（道路の通称名（119-C）を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。（案内標識等の寸法の拡大）
- 第 5 条 条例第 47 条第 2 項の規定により前条に定める案内標識等の寸法を拡大する場合の寸法は、次の各号に掲げる道路標識の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 案内標識 次のア及びイに掲げる寸法の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとすること。
 - ア 標示板の寸法 次の (ア) から (ウ) までに掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ (ア) から (ウ) までに定めるとおりとすること。
 - (ア) 自動車専用道路に設置する案内標識で、別表に寸法が図示されているもの別表に図示されている寸法（前条第 2 項の規定により別表に図示されている標示板の横寸法を拡大する場合は、当該拡大後の寸法）の 3 倍以下とすること。
 - (イ) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、駐車場（117-A）、都道府県道番号（118 の 2-A）、総重量限度緩和指定道路（118 の 3-A 及び 118 の 3-B）、高さ限度緩和指定道路（118 の 4-A 及び 118 の 4-B）及びまわり道（120-A）を表示するもの 別表に図示されている寸法（前条第 3 項の規定により別表に図示されている標示板の横寸法を拡大する場合は、当該拡大後の寸法）の 1.3 倍、1.6 倍又は 2 倍とすること。

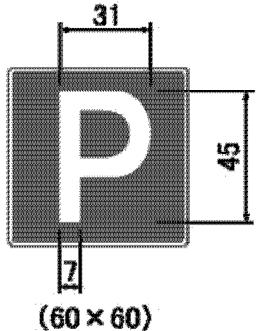

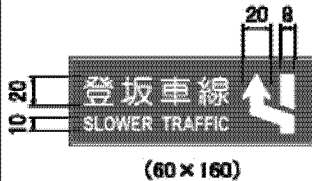

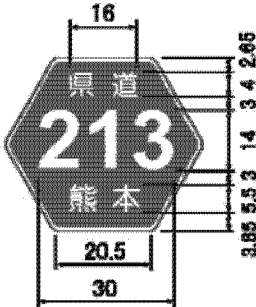
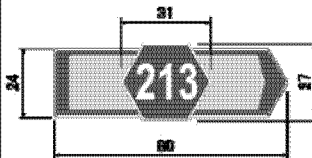
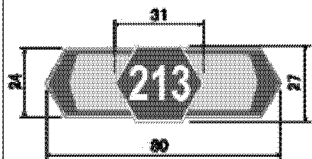
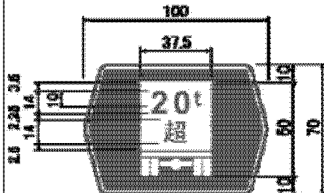
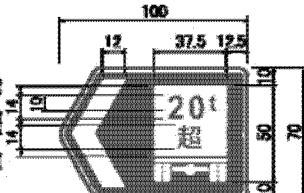
- (ウ) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、登坂車線（117の2-A）、都道府県道番号（118の2-B及び118の2-C）及び道路の通称名（119-A、119-B及び119-C）を表示するもの別表に図示されている寸法（前条第4項の規定により別表に図示されている寸法を拡大する場合は、当該拡大後の寸法）の1.5倍又は2倍とすること。
 - イ 文字及び記号の大きさの寸法 次の(ア)及び(イ)に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとすること。
 - (ア) ア(ア)から(ウ)までの規定により標示板の寸法を拡大する案内標識 当該標示板の拡大率と同じ比率で拡大すること。
 - (イ) 前条第1項第1号イ(イ)又は(ウ)の規定により文字及び記号の大きさの寸法を定める案内標識 当該寸法の1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍とすること。
 - (2) 警戒標識 次のア及びイに掲げる寸法の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとすること。
 - ア 標示板の寸法 次の(ア)及び(イ)に掲げる警戒標識の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとすること。
 - (ア) 自動車専用道路に設置する警戒標識 設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては別表に図示されている寸法の2倍以下、設計速度が100キロメートル毎時の自動車専用道路に設置する場合にあっては別表に図示されている寸法の2.5倍以下とすること。
 - (イ) 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識 別表に図示されている寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍とすること。
 - イ 文字及び記号の大きさの寸法 ア(ア)又は(イ)の規定により標示板の寸法を拡大するものについては、当該標示板の拡大率と同じ比率で拡大すること。
 - (3) 補助標識 標示板並びに文字及び記号の大きさの寸法は、前条に定める寸法を、附置する案内標識及び警戒標識の標示板の拡大率と同じ比率で拡大すること。
(案内標識等の寸法の縮小)
- 第6条 条例第47条第3項の規定により第4条に定める案内標識等の寸法を縮小する場合の寸法は、次の各号に掲げる道路標識の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 案内標識 次のア及びイに掲げる寸法の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとすること。
 - ア 標示板の寸法 別表に寸法が図示されている案内標識及び第4条第2項から第4項までの規定により寸法を定める案内標識については、当該寸法の0.5倍以上とすること。
 - イ 文字及び記号の大きさの寸法 次の(ア)及び(イ)に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとすること。
 - (ア) アの規定により標示板の寸法を縮小する案内標識 当該標示板の縮小率と同じ比率で縮小すること。
 - (イ) 第4条第1項第1号イ(イ)又は(ウ)の規定により寸法を定める案内標識 当該寸法の0.5倍以上とすること。
 - (2) 警戒標識 次のア及びイに掲げる寸法の区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとすること。
 - ア 標示板の寸法 別表に図示されている寸法の0.5倍以上とすること。
 - イ 文字及び記号の大きさの寸法 アの規定により標示板の寸法を縮小するものについては、当該標示板の縮小率と同じ比率で縮小すること。
 - (3) 補助標識 標示板並びに文字及び記号の大きさの寸法は、第4条に定める寸法を、附置する案内標識及び警戒標識の標示板の縮小率と同じ比率で縮小すること。
- 附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
別表（第4条、第5条、第6条関係）

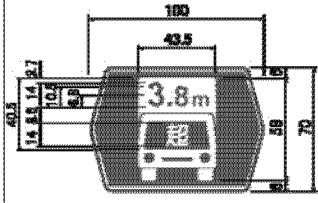
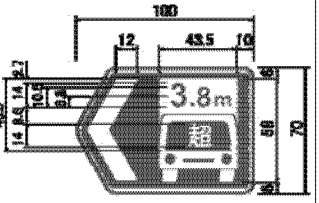
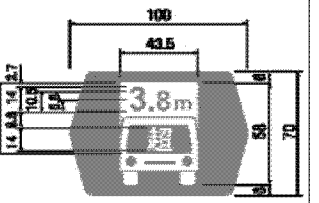
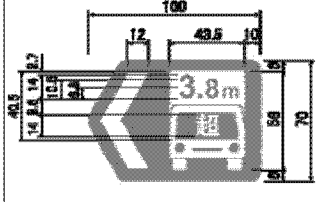
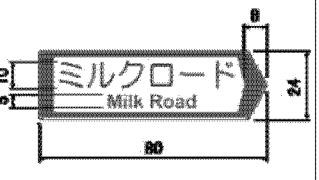
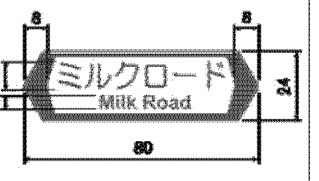
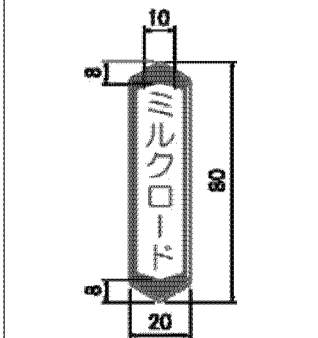
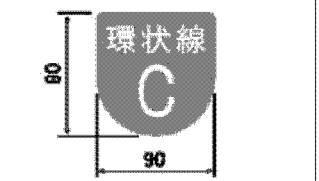
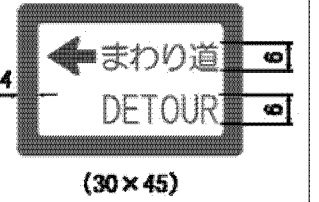
案内
標識

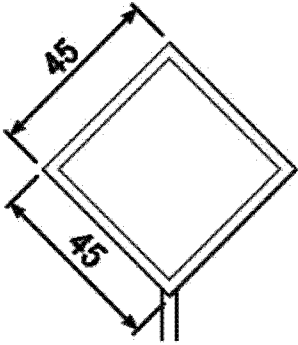
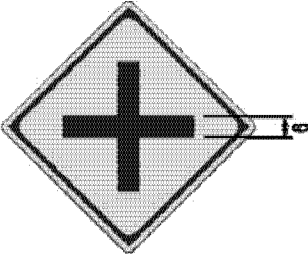
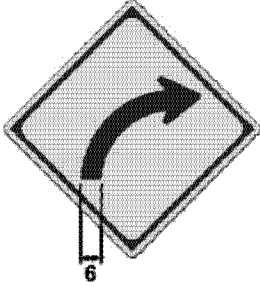
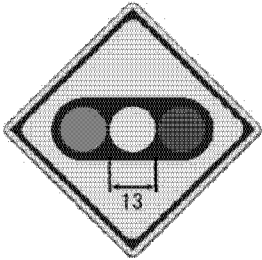
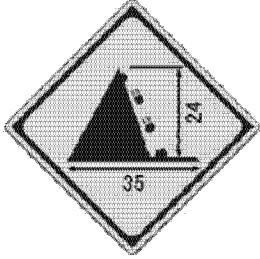
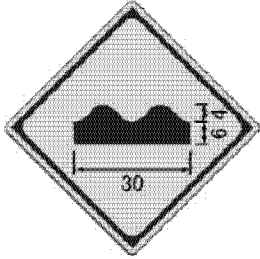
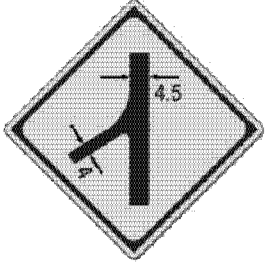
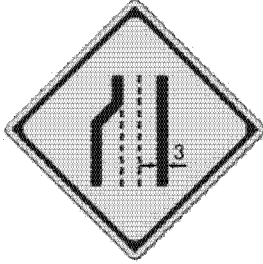
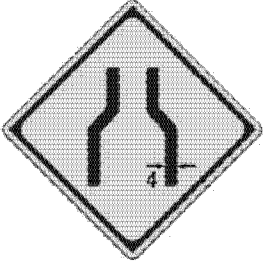
	種類	都府県	入口の方向	入口の方向
	番号	(102-B)	(103-A)	(103-B)
寸法	<p>熊本県 Kumamoto Pref. (120×200)</p>		<p>九州 自動車道 KYUSHU EXPWY (120×120)</p>	
	<p>九州 自動車道 KYUSHU EXPWY 15 熊本 Kumamoto (120×120)</p>			
種類	入口の予告	方面及び距離	方面及び車線	
番号	(104)	(106-B)	(107-A)	
寸法	<p>九州 自動車道 KYUSHU EXPWY 入口 150m (120×120)</p>		<p>14 植木 9 km 15 熊本 23 km 鹿児島 199 km Kagoshima 370</p>	
	<p>熊本 Kumamoto (180×210)</p>			
種類	方面及び車線	方面及び方向	方面及び方向	
番号	(107-B)	(108の2-D)	(108の2-E)	
寸法	<p>本線 THRU TRAFFIC (140×250)</p>		<p>本線 THRU TRAFFIC (140×320)</p>	
	<p>熊本 Kumamoto (120×200)</p>			

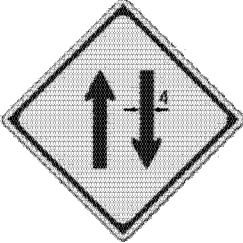
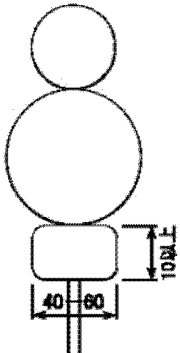

種類	出口の予告	方面及び出口の予告	方面及び出口の予告
番号	(109)	(110-A)	(110-B)
寸法	<p>(100 × 480)</p>	<p>(270 × 350)</p>	<p>(200 × 320)</p>
種類	方面、車線及び出口の予告	方面、車線及び出口の予告	方面及び出口
番号	(111-A)	(111-B)	(112-A)
寸法	<p>(245 × 350)</p>	<p>(180 × 320)</p>	<p>(270 × 350)</p>
種類	方面及び出口	出口	出口
番号	(112-B)	(113-A)	(113-B)
寸法	<p>(200 × 320)</p>	<p>(195 × 240)</p>	<p>(205 × 150)</p>

種類	サービス・エリアの予告		サービス・エリアの 予告
番号	(1 1 6 - A)		(1 1 6 - B)
寸法			
種類	サービス・エリア		サービス・エリア
番号	(1 1 6 の 2 - A)		(1 1 6 の 2 - B)
寸法			
種類	非常電話	待避所	非常駐車帯
番号	(1 1 6 の 2)	(1 1 6 の 3)	(1 1 6 の 4)
寸法	<p>(9 0 × 6 0)</p>	<p>(9 0 × 6 0)</p>	<p>(9 0 × 6 0)</p>

種類	駐車場	駐車場	登坂車線
番号	(117-A)	(117-B)	(117の2-A)
寸法	 <p>(60×60)</p>	 <p>(90×60)</p>	 <p>(60×160)</p>
種類	登坂車線	都道府県道番号	都道府県道番号
番号	(117の2-B)	(118の2-A)	(118の2-B)
寸法	 <p>(90×240)</p>		
種類	都道府県道番号	総重量限度緩和指定道路	総重量限度緩和指定道路
番号	(118の2-C)	(118の3-A)	(118の3-B)
寸法			

種類	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路
番号	(118の4-A)	(118の4-B)	(118の4-C)
寸法			
種類	高さ限度緩和指定道路	道路の通称名	道路の通称名
番号	(118の4-D)	(119-A)	(119-B)
寸法			
種類	道路の通称名	道路の通称名	まわり道
番号	(119-C)	(119-D)	(120-A)
寸法			

警戒標識	種類	警戒標識の標示板	十形道路交差点あり	右（又は左）方屈曲あり
	番号		(201-A)	(202)
	寸法			
	種類	信号機あり	落石のおそれあり	路面凹凸あり
	番号	(208の2)	(209の2)	(209の3)
	寸法			
	種類	合流交通あり	車線数減少	幅員減少
	番号	(210)	(211)	(212)
	寸法			

	種類	二方向交通	
	番号	(2 1 2 の 2)	
寸法			
補助 標識	種類	補助標識の標示板	注意事項
	番号	(5 1 0)	
寸法			
備考 図示されている寸法の単位は、センチメートルとする。			

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 5 号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例(平成 2 4 年熊本県条例第 5 5 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める訓練科は、自動車車体整備科、電気配管システム科及び総合建築科とし、当該訓練科に係る訓練については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 教科 次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。

ア 訓練科ごとに最低限必要とする科目は、別表第 1 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分並びに同表の訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲の欄に掲げる技能及び知識の区分に応じ、それぞれ同表の教科の欄に定める科目とすること。

イ 中学校卒業等を対象とする訓練の訓練科については、アに定めるもののほか、社会、体育、数学、物理、化学、実用外国語、国語等普通学科の科目のうちそれぞれの訓練科ごとに必要なものを追加するものとする。

ウ ア及びイに定めてもこのほかに、必要に応じて、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加すること。この訓練科ごとの最低限必要とする訓練期間は、別表第 1 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の訓練期間の欄に定めるとおりとすること。

(2) 訓練期間 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

(3) 訓練時間 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

ア 訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間は、別表第 1 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の総訓練時間の欄に定めるとおりとすること。

イ 訓練科の教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、別表第 1 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の教科の欄に掲げる教科の区分に及び、それぞれ同表の訓練時間の欄に定めるとおりとすること。

ウ 第 1 号のイの普通学科に最低限必要とする訓練時間は 200 時間とすること。

(4) 設備 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、別表第 1 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の設備の欄に定めるとおりとすること。

(専門課程の高度職業訓練の基準)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める訓練科は、精密機械技術科、機械システム技術科、電子システム技術科及び情報システム技術科とし、当該訓練科に係る訓練については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 教科 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

ア 訓練科ごとに最低限必要とする科目は、別表第 2 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分並びに同表の訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲の欄に掲げる技能及び知識の区分に及び、それぞれ同表の教科の欄に定める科目とすること。

イ アに定めるもののほか、必要に応じて、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加すること。

(2) 訓練期間 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、別表第 2 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の訓練期間の欄に定めるとおりとすること。

(3) 訓練時間 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

ア 訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間は、別表第 2 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の総訓練時間の欄に定めるとおりとすること。

イ 訓練科の教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、別表第 2 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の教科の欄に掲げる教科の区分に及び、それぞれ同表の訓練時間の欄に定めるとおりとすること。

(4) 設備 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、別表第 2 の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に及び、それぞれ同表の設備の欄に定めるとおりとすること。

第 5 条 条例第 10 条各号の職業訓練指導員の資格の基準) 定める者は、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会が行う職業訓練指導員の講習(独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成 23 年法律第 26 号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成 14 年法律第 170 号)附則第 6 条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(平成 11 年法律第 20 号)附則第 6 条第 1 項の規定による解散前の雇用促進事業団が行ったものを含む。)で、次の表に掲げる科目及び講習時間による講習を修了した者とする。

科目	講習時間
職業訓練原理	48 時間
教科指導法	
労働安全衛生	
訓練生の心理	
生活指導	
職業訓練関連法規	
事例研究	

2 条例第 10 条第 6 号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第 28 条第 1 項に規定する職業訓練に係る教科(次号において「教科」という。)に関し、外国の学校であって学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。)と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後 4 年以上の実務の経験を有するもの

(2) 教科に関し、外国の学校であって学校教育法による短期大学と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後 5 年以上の実務の経験を有するもの

(3) 前 2 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。

ア 実技の教科に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者で、その後 5 年以上の実務の経験を有するもの

イ 実技の教科に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が 700 時間以上のもので修了した者で、その後 6 年以上の実務の経験を有するもの

ウ 職業訓練指導員職種転換研修として認定を受けた研修を修了したと確認された者

附 則

- 1 この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県立技術短期大学学校条例の一部を改正する条例（平成 24 年熊本県条例第 22 号）附則第 2 項の規定に大よりに従うものとして、第 4 条及び別表第 2 の規定を準用する。この場合において、同表中「機械システム技術科」とあるのは「機械制御技術科」と、「電子システム技術科」とあるのは「電子情報技術科」と、「情報システム技術科」とあるのは「情報通信技術科」と読み替えるものとする。
- 3 熊本県立技術短期大学学校条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規定により存続するものとされた情報映像技術科に係る訓練については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 訓練科ごとに最低限必要とする科目は、附則別表の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分並びに同表の訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲の欄に掲げる技能及び知識の区分に応じ、それぞれ同表の教科の欄に定める科目とすること。
- (2) 訓練期間 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、附則別表の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に応じ、それぞれ同表の訓練期間の欄に定めるとおりとすること。
- (3) 訓練時間 ア 訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間は、附則別表の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に応じ、それぞれ同表の総訓練時間の欄に定めるとおりとすること。
イ 訓練科の教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、附則別表の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分及び同表の教科の欄に掲げる教科の区分に応じ、それぞれ同表の訓練時間の欄に定めるとおりとすること。
- (4) 設備 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、附則別表の訓練科の欄に掲げる訓練科の区分に応じ、それぞれ同表の設備の欄に定めるとおりとすること。

訓練科	訓練期間	総訓練時間 (単位は時間とする)	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間 (単位は時間とする)	設備
情報映像技術科	2 年	2, 800	コンピュータによるシステム設計及びプログラム設計等における基礎的な技能及びこれに関する知識	系基礎学科 ア 電子工学概論 イ 情報数学 ウ 計算機工学 エ ソフトウェア工学 オ 生産工学 カ 安全衛生工学	3 1 5	教室 実習場 実験室 空気調和装置 中央演算処理装置類 情報処理用機器類 器具及び用具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類
				系基礎実技 ア 情報数学演習 イ ソフトウェア工学基本演習 ウ 計算機工学演習 エ 安全衛生作業法	2 5 0	
				専攻学科 ア 数理統計 イ 情報通信工学 ウ データベースシステム エ オペレーティングシステム オ 情報システムセ	4 3 0	

			これに関する知識	キュリティ論	
				専攻実技 ア データ処理実習 イ 経営分析実習 ウ 計算機処理実習 エ 情報通信実習	5 4 0

別表第 1 (第 3 条関係)

訓練科	訓練期間	総訓練時間 (単位は時間とする)	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間 (単位は時間とする)	設備
自動車車体整備科	3 年	4, 2 0 0	自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	系基礎学科 ア 生産工学概論 イ 電気及び電子理論 ウ 材料 エ 自動車の構造及び性能 オ 自動車の力学 カ 製図 キ 燃料及び潤滑油 ク 安全衛生 ケ 関係法規	4 0 0	教室 実習場 自動車整備用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
				系基礎実技 ア 測定基本実習 イ 機械操作基本実習 ウ 工作基本実習 エ 安全衛生作業法	8 0	
				専攻学科 ア 機器の構造及び取扱法 イ 自動車整備法 ウ 検査法	2 3 0	
				専攻実技 ア 自動車整備実習 イ 検査実習 ウ 故障原因探求実習	1, 1 4 0	
				専攻学科 ア 車枠及び車体の構造 イ 機器の構造及び取扱法	2 9 0	

			検査における技能及びこれに関する知識	ウ 自動車整備法 エ 車枠及び車体整備法 オ 検査法		
				専攻実技 ア 自動車整備実習 イ 車枠及び車体整備実習 ウ 検査実習	880	
電気配管システム科	2年	2,800	発変電設備、送配電設備及び建築電気設備の取扱いにおける基礎的な技能並びにこれに関する知識	系基礎学科 ア 自動制御概論 イ 生産工学概論 ウ 電気理論 エ 電気材料 オ 電力工学 カ 電気機器 キ 製図 ク 測定法及び試験法 ケ 安全衛生 コ 関係法規	390	教室 実習場 電気工事用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
				系基礎実技 ア 電気基本実習 イ コンピュータ操作基本実習 ウ 安全衛生作業法	110	
			建築電気設備の工事における技能及びこれに関する知識	専攻学科 ア 電気応用 イ 設計図・施工図 ウ 電気工事	170	
				専攻実技 ア 電気機器制御実習 イ 電気工事実習	170	
			中小規模建築物の建築設備の施工における基礎的な技能及びこれに関する知識	系基礎学科 ア 機械工学概論 イ 電気工学概論 ウ 建築設備及び機器概論 エ 環境工学概論 オ 生産工学概論 カ 建築構造 キ 建築製図 ク 溶接法 ケ 安全衛生 コ 仕様及び積算	270	
				系基礎実技 ア 器工具使用法 イ 溶接及びろう付け基本実習 ウ 配管基本実習	200	

			空調、給排水衛生設備等の管工事及び設備の取付けにおける技能及びこれに関する知識	エ 安全衛生作業法 専攻学科 ア 配管概論 イ 給排水衛生設備 ウ 空調設備 エ 設備製図 オ 配管施工法 専攻実技 ア 配管施工実習 イ 検査実習	200 310	
総合建築科	2年	2,800	中小規模建築物における建築一般、設計製図、施工管理及び建築施工における基礎的な技能及びこれに関する知識	系基礎学科 ア 建築概論 イ 構造力学概論 ウ 建築構造概論 エ 建築計画概論 オ 建築生産概論 カ 建築設備 キ 測量 ク 建築製図 ケ 安全衛生 コ 関係法規	250	教室 実習場 木工用機械類 測量用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
				系基礎実技 ア 機械操作基本実習 イ 測量基本実習 ウ 安全衛生作業法	150	
				専攻学科 ア 木質構造 イ 材料 ウ 規く術 エ 工作法 オ 木造建築施工法 カ 仕様及び積算	150	
				専攻実技 ア 器工具使用法 イ 工作実習 ウ 木造建築施工実習	300	

別表第 2 (第 4 条関係)

訓練科	訓練期間	総訓練時間 (単位は時間)	訓練の対象となる技能及びこれに関する	教科	訓練時間 (単位は時間とする)	設備
-----	------	------------------	--------------------	----	--------------------	----

精密機械技術科	2 年	2, 8 0 0	機械加工並びに機械及び計測の制御における基礎的な技能並びにこれに関する知識	系基礎学科 ア 制御工学概論 イ 電気工学概論 ウ 情報工学概論 エ 材料工学 オ 力学 カ 基礎製図 キ 生産工学 ク 安全衛生工学	3 5 0	教室 実習場 測定室 製図室 実験室 情報処理実習室 工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機器類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類
				系基礎実技 ア 基礎工学実験 イ 電気工学基礎実験 ウ 情報処理実習 エ 安全衛生作業法	2 1 5	
				専攻学科 ア 機構学 イ 機械加工学 ウ 数値制御 エ 油圧・空圧制御 オ シーケンス制御 カ 測定法 キ 機械設計及び製図	3 5 0	
				専攻実技 ア 機械加工実習 イ 制御工学実習 ウ 測定実習 エ 設計及び製図実習	6 1 0	
機械システム技術科	2 年	2, 8 0 0	機械加工並びに機械及び計測の制御における基礎的な技能並びにこれに関する知識	系基礎学科 ア 制御工学概論 イ 電気工学概論 ウ 情報工学概論 エ 材料工学 オ 力学 カ 基礎製図 キ 生産工学 ク 安全衛生工学	3 5 0	教室 実習場 測定室 製図室 実験室 情報処理実習室 工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機器類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類
				系基礎実技 ア 基礎工学実験 イ 電気工学基礎実験 ウ 情報処理実習 エ 安全衛生作業法	2 1 5	
				メカトロニクス機器 専攻学科 ア 機械工学 イ メカトロニクス	3 5 0	

			の組立 て及び 制御並 びに生 産シス テムの 開発に おける 技能並 びにこ れに関 する知 識	工学 ウ 制御工学 エ 測定法 オ 電子工学 カ 情報工学 キ システム設計 ク 生産システム工 学		
				専攻実技 ア 機械加工実習 イ メカトロニクス 実習 ウ 制御工学実験 エ 電子工学実験 オ コンピュータ制 御実習 カ システム設計演 習 キ 生産システム実 習	6 1 0	
電 子 シ ス テ ム 技 術 科	2 年	2 , 8 0 0	電気エ ネルギ ー及び 情報信 号の伝 送等に 関する 設計及 び調整 等にお ける基 礎的な 技能及 びこれ に関す る知識	系基礎学科 ア 情報工学概論 イ 電磁気学 ウ 電気回路 エ 電子工学 オ 制御工学 カ 生産工学 キ 安全衛生工学	3 8 5	教室 実験室 実習室 製図室 情報処理実習 室 電子機器工作 用機械類 実験用機械類 情報処理用機 器類 器工具類 計測器類 製図器及び製 図用具類 教材類 ソフトウェア 類
				系基礎実技 ア 電気工学基礎実 験 イ 電子工学基礎実 験 ウ 電子回路基礎実 験 エ 情報工学基礎実 習 オ 安全衛生作業法	2 8 0	
				専攻学科 ア 電子計測 イ アナログ電子回 路 ウ デジタル電子回 路 エ 電子デバイス オ 通信工学 カ コンピュータ工 学	3 8 5	
				専攻実技 ア アナログ電子回 路実験 イ デジタル電子回	5 0 0	

				路実験 ウ 通信工学実習 エ コンピュータ工 学実習 オ 電子製図実習		
情報システム技術科	2 年	2, 8 0 0	コンピュータによるシステム設計及びプログラム設計等における基礎的な技能及びこれに関する知識	系基礎学科 ア 電子工学概論 イ 情報数学 ウ 計算機工学 エ ソフトウェア工学 オ 生産工学 カ 安全衛生工学	3 1 5	教室 実習場 実験室 空気調和装置 中央演算処理装置類 情報処理用機器類 器具及び用具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類
				系基礎実技 ア 情報数学演習 イ ソフトウェア工学基本実習 ウ 計算機工学実習 エ 安全衛生作業法	2 5 0	
			専攻学科 ア データ通信工学 イ オペレーティングシステム ウ データ工学 エ 図形処理工学	3 9 5		
			専攻実技 ア ソフトウェア工学実習 イ 情報工学実習 ウ データ通信実習 エ 図形処理実習	4 6 5		
			コンピュータによるシステムの設計における技能及びこれに関する知識			

訓 令

熊本県訓令第 2 8 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
 各地方出先機関
 教育委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 警労働委員会事務局
 議事会事務局

熊本県用品調達規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県用品調達規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本県用品調達規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（平成 2 1 年熊本県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。
 別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式(第 2 条関係)

集中調達除外申請書

第 号
年 月 日

管理調達課長 様

主務課の長

下記のとおり用品を購入したいので、熊本県用品調達規則第 7 条第 1 項の規定により集中調達から除外されるよう申請します。

記

品 名	
使 用 目 的	
調達しようとする用品の内容の確定(見込)日	年 月 日
納入を希望する日	年 月 日
購 入 予 定 額	円
予 算 科 目	1 一般需用費 2 備品購入費
申請理由	<p>1 集中調達用品の調達手続によっては物品の納入を希望する日までに納入される見込みがないため。</p> <p>2 その他 (理 由)</p>

申請のことについては、承認する。
承認しない。

年 月 日

管理調達課長

印

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。